

## 各論



## みんなで作るまちづくり

み

**み-1** みんなが輝き活躍するまち  
を実現するために

**み-2** 一人ひとりが尊重される社会  
を構築するために

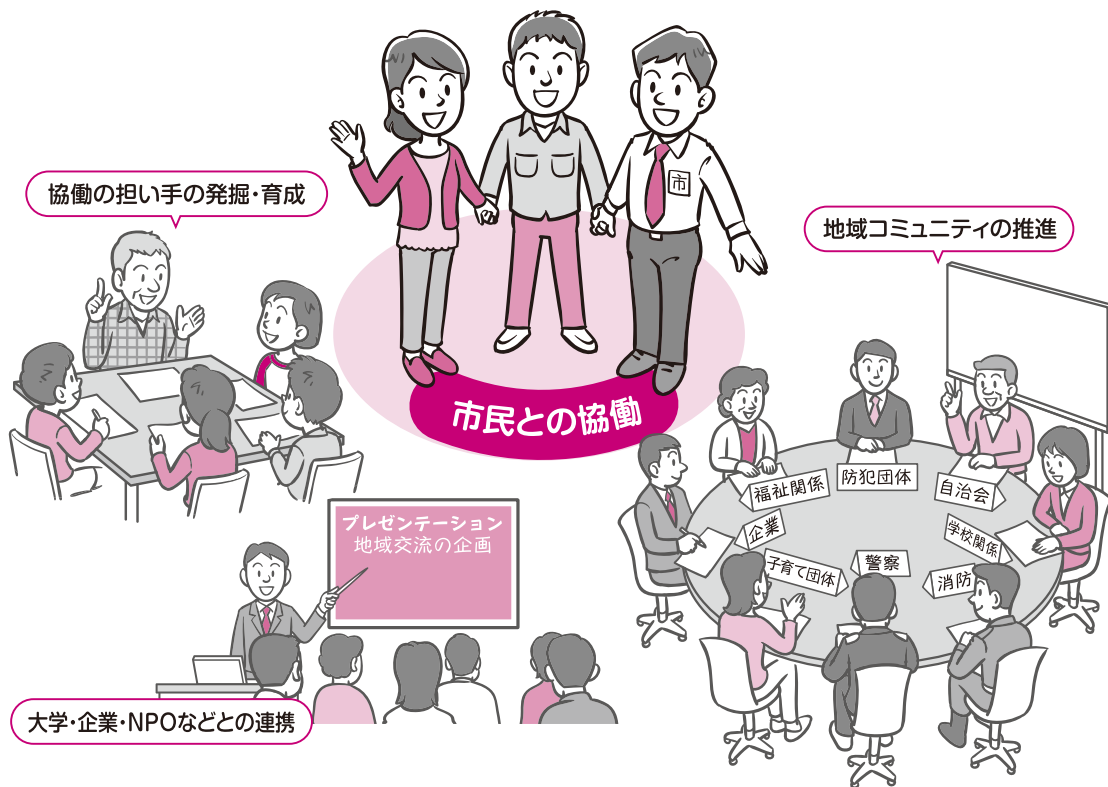
**み-3** 市民が満足し持続発展する  
まちであるために



# み - 1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために

## 市民との協働で進めること

- ◇協働を担う組織や団体との連携や体制づくり
- ◇自治会・町内会や地域コミュニティなどへの加入促進
- ◇ボランティア・市民活動の担い手の発掘や育成
- ◇ボランティアを「したい人」と「してほしい人」とのマッチング
- ◇市民参加の実施と参加の促進



### み-1-1 市民主体のまちづくりの推進

- み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます
- み1-1-2 ボランティア・市民活動を推進します

### み-1-2 協働のまちづくりの推進

- み1-2-1 協働のまちづくりを実践する市職員の育成に努めます
- み1-2-2 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます
- み1-2-3 協働のしくみづくりを進めます

# み 1 1 市民主体のまちづくりの推進

## 施策目標

地域の絆を大切にし、市民の活動の場や機会を充実させるとともに、市民が主体的にいいきと暮らすための環境を整えます。

## 現状と課題

東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識され、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。また、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者の見守りや子育て支援など、地域が抱える課題への対応には市民の主体的な活動や協力が必要となっています。

本市では、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進するとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動がしやすい環境づくりに取り組んできました。

今後は、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動を促進するための環境づくりや施設機能を充実させるなどの支援を進めるとともに、地域を担う組織や団体との連携・協力体制を整備し、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などさまざまな取組により、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会などを通じて、生活に役立つ情報を市民へ提供するとともに、加入促進活動を進めるなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組を行うことが必要です。

## 🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動への支援
- ◆地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進
- ◆コミュニティ施設の充実

## 📄 関連する個別計画

- 地域コミュニティ基本方針
- 地域福祉計画
- 文化芸術振興計画

## 📊 データ

### ■ 地域別自治会・町内会の数（平成24年度）

|       | 組織数 |
|-------|-----|
| 西部地域  | 62  |
| 中部地域  | 46  |
| 北東部地域 | 43  |
| 南部地域  | 81  |

## 📈 成果指標

| 指標名                                       | 平成24年度実績値 | 平成30年度目標値 | 平成35年度目標値 |
|---|-----------|-----------|-----------|
| 指標1 「地域活動への支援など市民主体のまちづくりの推進」の取組に対する市民満足度 | 15.2%     | 19.0%     | 23.0%     |

西東京市では、市民が主体となり、市民と市が協働で行うまちづくりを進めており、市が行う「市民主体のまちづくりの推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

|                    |          |          |          |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 指標2 自治会・町内会等の加入世帯数 | 18,186世帯 | 19,186世帯 | 20,186世帯 |
|--------------------|----------|----------|----------|

地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会の活動は、住民自治・地域コミュニティ推進の柱です。地域コミュニティの中心である自治会・町内会の加入世帯数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

み1-1-1

地域コミュニティ強化の取組を進めます

自治会・町内会などの地域活動に参加する市民が少なくなり、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが希薄化しています。

一方で、東日本大震災の教訓から、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識されました。

地域のコミュニティ活動の充実、防災・防犯や高齢者への支援、子どもの見守りなど、地域課題の解決に貢献するなど、さまざまな面から必要性や重要性が指摘されています。

地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めるとともに、市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入促進を図ります。

また、地域コミュニティの活動を促進するために施設や環境の充実を図るとともに、担い手の発掘や育成、地域交流や世代間の交流などの促進に取り組めます。



西東京市地域コミュニティ基本方針

み1-1-2

ボランティア・市民活動を推進します

地域コミュニティの再構築を進めるためには、市民の主体的な活動を活性化することが重要であり、市民主体の活動を進める上でボランティアは大きな役割を担っています。

ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげるために西東京ボランティア・市民活動センター<sup>(※)</sup>などと連携し、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。

また、地域の活動に次世代を担う子どもたちの参加機会を設け、ボランティア・市民活動を推進します。



地域コミュニティ

み  
1

みんなが輝き活躍するまちを実現するために

用語解説

※ 西東京ボランティア・市民活動センター  
西東京市社会福祉協議会が運営しており、ボランティア活動や市民活動に参加したい人の活動の場の紹介、ボランティアを必要としている人へのボランティアの紹介、各種講座や相談の実施を行っている。



# み 12 協働のまちづくりの推進

## 施策目標

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりを進めることをめざします。

## 現状と課題

わたしたちの地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより環境が大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることがむずかしい状況となっています。

本市では、西東京市市民参加条例を制定し、市の政策形成過程における市民参加のしくみの充実と強化を図り、市民ニーズにあった施策を行ってきました。

また、協働によるまちづくりに向けた取組として「市民活動団体との協働の基本方針」の策定や、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」<sup>(※1)</sup>の設置、NPO等企画提案事業の実施など、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。

市民参加と協働のまちづくりを推進するためには、行政だけではなく市民自らも地域のことを考え、市政への関心を高めるとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOや企業、大学、行政機関などの地域活動を担う組織や団体が協働でまちづくりに取り組むことが重要です。

今後は、こうした取組を継続するとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOなどが自立した活動を行えるよう、支援・育成のための検討が必要です。

## 🔑 施策推進のためのキーワード

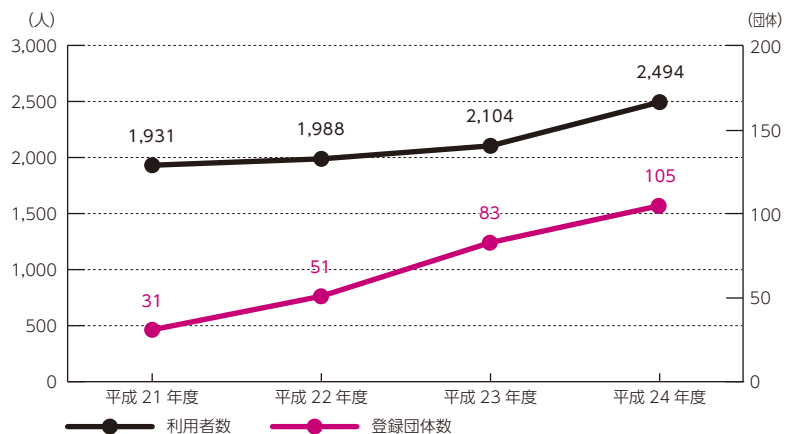
- ◆ボランティア・市民活動団体、NPOなどの自立に向けた育成、支援
- ◆ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学との連携によるまちづくり

## 📄 関連する個別計画

- 市民活動団体との協働の基本方針
- 市民参加条例

## 📊 データ

### ■ 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」利用者数、登録団体数の推移



## 📈 成果指標

| 指標名   | 平成24年度実績値 | 平成30年度目標値 | 平成35年度目標値 |
|---|-----------|-----------|-----------|
| 指標1 「まちづくりや市政への市民参画など協働のまちづくりの推進」の取組に対する市民満足度 | 11.3%     | 15.0%     | 19.0%     |

西東京市では、市民参加や協働のしくみづくりを積極的に進めていますが、市が行っている「まちづくりや市政への市民参画など協働のまちづくりの推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

|                        |      |      |      |
|------------------------|------|------|------|
| 指標2 企業・大学・NPOなどとの協働事業数 | 104件 | 130件 | 160件 |
|------------------------|------|------|------|

企業・大学・NPO・団体との連携や協働事業の拡充がまちづくりを推進する力になります。このような企業・大学・NPO等との協働事業数を増やすことを目標とします。





課題解決に向けた視点

み1-2-1

協働のまちづくりを実践する市職員の育成に努めます

これからのまちづくりは、行政だけで進めるのではなく、市民の力が反映できる環境を整えつつ、市民の市政への参加を促進させ、お互いに協力する中で課題を発見し、解決に向けた取組を検討するなど、協働の取組が重要となります。

そのため、市民と同じ視点に立ち、新たな関係性を踏まえた上で課題を共有し、協働のまちづくりを主体的に進め、目標に向けた取組ができる職員の育成やコーディネート能力<sup>(※2)</sup>の向上のための研修などに取り組みます。

み1-2-2

市民参加を機軸としたまちづくりを進めます

わたしたちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、市民の価値観も多様化しています。多様な市民ニーズに的確に対応していくために、さまざまな立場の市民の意見を幅広く聞きながら、政策形成に活かすことが必要です。

西東京市市民参加条例に基づき、政策形成過程において市民意見を的確に取り入れるために、審議会などの市民公募枠の確保やパブリックコメント<sup>(※3)</sup>、市民説明会、市民ワークショップなどの実施のほか、新たな市民参加の手法についても検討を進めます。

み1-2-3

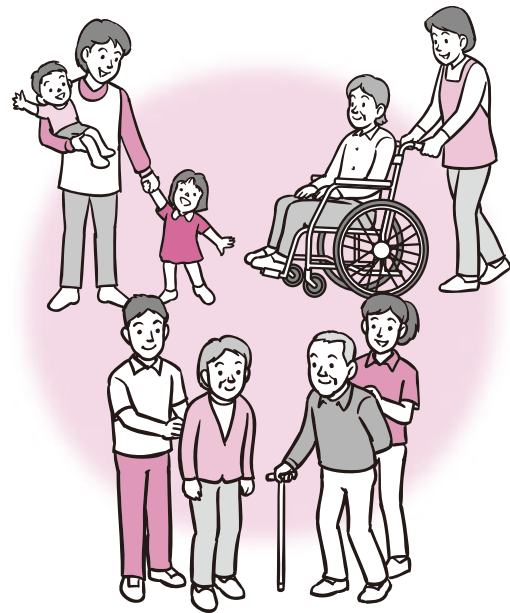
協働のしくみづくりを進めます

協働を円滑に進めるためには情報提供や支援などのしくみが大切です。

西東京ボランティア・市民活動センターや市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を拠点として、ボランティア・市民活動団体、NPOなどへのさまざまな支援を行い、新たな活動の担い手の育成や市民活動のより一層の活性化を図り、協働によるまちづくりを推進します。

また、人材育成や生涯学習の面で大学などとの相互協力事業を行うなど、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学が連携したまちづくりに取り組みます。

さらに、市民活動団体、NPOと行政との相互理解を深めるため、「市民活動団体との協働の基本方針」の市職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方などについての研修の充実を図ります。



用語解説

※1 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」

西東京市における市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、さまざまな協働の形を生み出していくことを目的に設立された。

※2 コーディネート能力

関係者間の連携や調整を行う能力のことで、人々のニーズや要望に応えるよう適切な情報を提供したり、人、情報、資源を結びつけて役割分担を行ったりする能力

※3 パブリックコメント

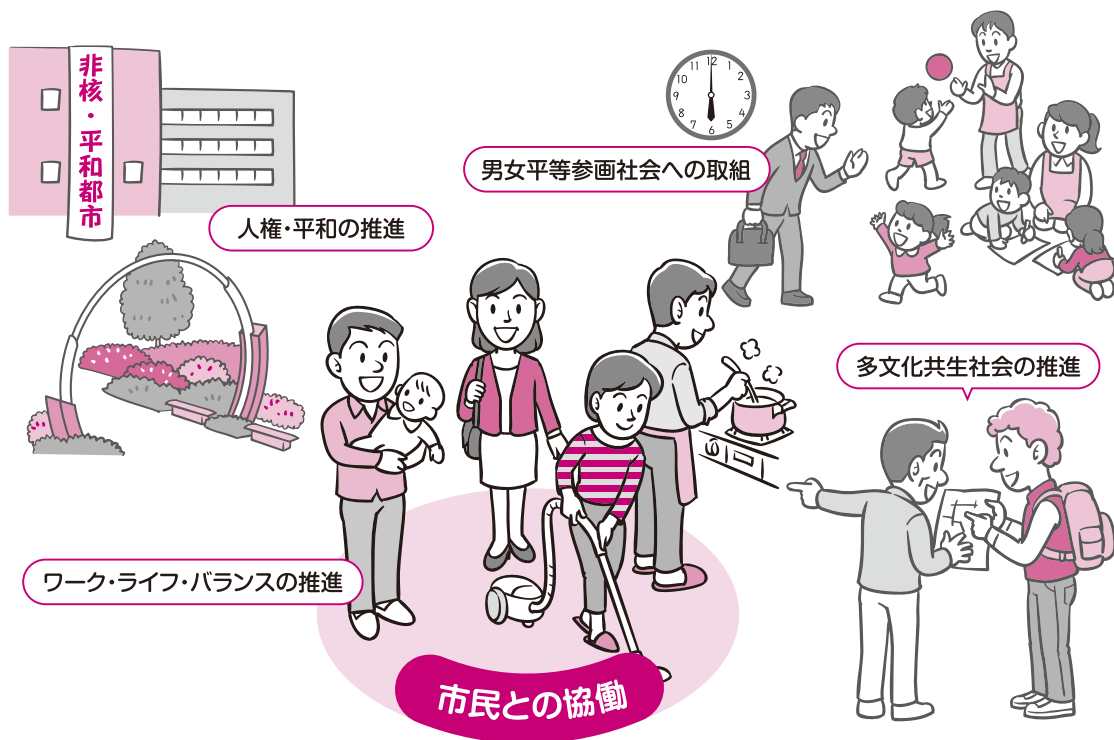
公的な機関が、法令、規則、命令などを制定する際に、広く意見や改善案などを求める手続のこと。西東京市では、市民参加条例に基づき、市の政策案の策定にあたり、市民の意見を聴く「パブリックコメント(市民意見提出手続制度)」として実施している。



## み - 2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

### 市民との協働で進めること

- ◇多様化する人権問題への対応や啓発活動
- ◇外国籍市民との相互理解と支援の取組
- ◇戦争体験の次世代への継承や平和の意義を考える啓発活動
- ◇男女平等やワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動



### み-2-1 人権と平和の尊重

- み2-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます
- み2-1-2 平和意識の醸成を進めます

### み-2-2 国際化の推進

- み2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます
- み2-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

### み-2-3 男女平等参画社会の推進

- み2-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

# み 21 人権と平和の尊重

## 施策目標

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

## 現状と課題

学校や職場などさまざまな場所で起きている人権問題や世界で多発する紛争や武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は多様化・複雑化しています。

本市では、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。

子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高めるとともに関係機関との連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動などを進めることが必要です。

また、「非核・平和都市宣言」<sup>(※1)</sup>を行い、4月12日を「西東京市平和の日」<sup>(※2)</sup>と定めるなど、平和意識を高めるとともに、普及啓発活動などを行ってきました。

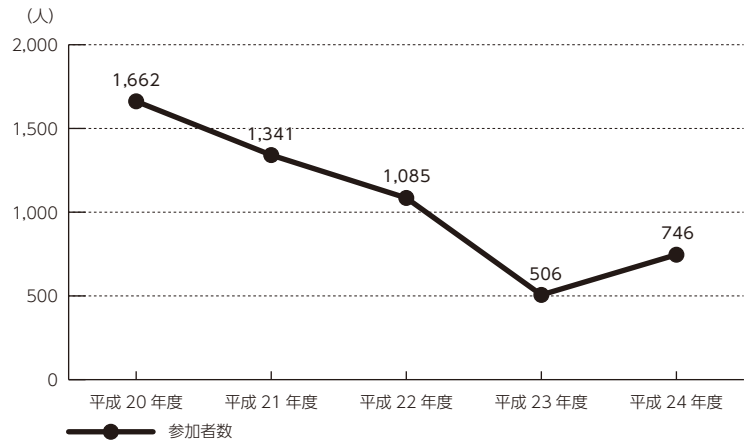
平和事業については、戦争体験者の高齢化などにより、その体験を次世代に継承する人材が減少していることから、若い世代への継承が課題となっています。

## 🔑 施策推進のためのキーワード

◆人権意識と平和意識の醸成のための教育、普及活動

## 📊 データ

### ■ 非核・平和に関する事業への参加者数の推移



## 📈 成果指標

| 指標名                        | 平成24年度実績値 | 平成30年度目標値 | 平成35年度目標値 |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指標1 「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度 | 20.2%     | 24.0%     | 28.0%     |

市民の人権問題に対する意識を高め、平和の尊重を促進するために、市が行っている「人権と平和の尊重」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

|                              |      |      |      |
|------------------------------|------|------|------|
| 指標2 人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数 | 774人 | 813人 | 851人 |
|------------------------------|------|------|------|

市民の人権問題に対する意識を高め、平和の尊重を促進するためには、啓発活動や学習活動が重要です。これらの活動の参加者を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

み2-1-1

人権尊重意識の醸成を進めます

さまざまな分野や市民生活のあらゆる場面において、すべての人々の人権が尊重されるための取組が必要です。

東京都人権施策推進指針<sup>(※3)</sup>などに基づき、学校をはじめとしてさまざまな機会や場を通じて、発達段階や実情に応じた人権啓発<sup>(※4)</sup>活動を進めます。

また、関係機関などと連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実を進めるとともに、特に、近年増加傾向となっている家庭内暴力やいじめ、虐待などの問題解決のため、相談体制等の充実を図ります。



み2-1-2

平和意識の醸成を進めます

平和へのわたしたちの望みにもかかわらず、今なお世界の各地で地域紛争や武力衝突が発生しています。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざし、「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を進め、平和意識の醸成を進めます。

また、「西東京市平和の日」などを通じて、戦争体験を風化させないように次世代に継承する取組や、平和の意義を考えていく啓発活動を進めます。



平和のリング

み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために

用語解説

※1 非核・平和都市宣言

核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、西東京市では市民参加で策定され、平成14年1月21日に宣言した。

※2 西東京市平和の日

太平洋戦争中の昭和20年4月12日に西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となったその体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

※3 東京都人権施策推進指針

21世紀を展望して総合的に人権施策を推進するために、東京都が平成12年11月に策定した基本理念とその実現のための道すじを明らかにした指針のこと。

※4 人権啓発

人権意識を高め、差別のない社会の確立を図るための情報提供、学習や市民交流などの活動



# み 22 国際化の推進

## 施策目標

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

## 現状と課題

社会経済のグローバル化<sup>(※1)</sup>の進展に伴い、国際化はますます進んでおり、外国籍市民<sup>(※2)</sup>の長期滞在化・定住化もみられます。

今後も学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開などが望まれています。

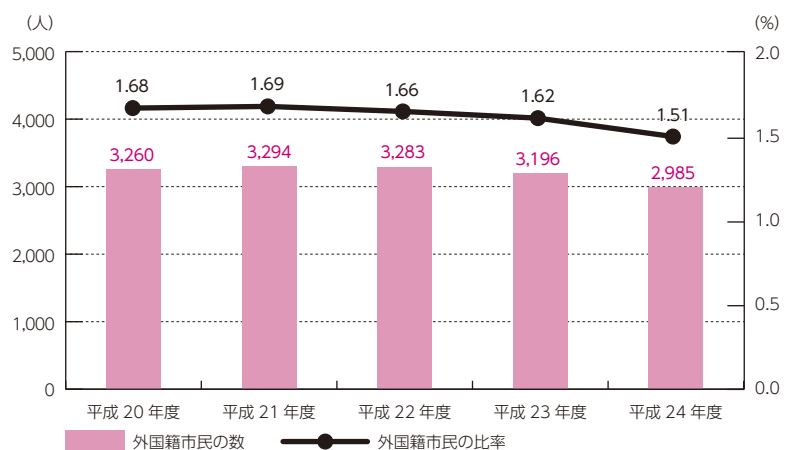
市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活がおくれるよう、住民サービスやサポート体制の充実に努め、日本人と外国人がお互いに住みやすく、多様な文化や伝統、考え方にふれることができる魅力的なまちを築く必要があります。

## 🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆多文化共生センターを拠点としたサポート体制の整備
- ◆専門性の高い人材育成
- ◆外国籍市民への情報提供

## 📊 データ

### ■ 外国籍市民の数及び比率の推移（毎年度末時点）



## 📈 成果指標

| 指標名  | 平成24年度実績値 | 平成30年度目標値 | 平成35年度目標値 |
|--|-----------|-----------|-----------|
| 指標1 「外国籍市民へのサポート体制や国際交流など国際化の推進」の取組に対する市民満足度 | 13.2%     | 16.0%     | 18.0%     |

西東京市では外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられ、それに対応して市が行っている「外国籍市民へのサポート体制や国際交流など国際化の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

|                       |      |      |      |
|-----------------------|------|------|------|
| 指標2 多文化共生に関するボランティアの数 | 290人 | 400人 | 500人 |
|-----------------------|------|------|------|

外国籍市民と日本国籍市民とが地域のなかで交流し、お互いを思いやる多文化共生社会の形成にあたっては、多文化交流を推進する担い手が重要です。この担い手としてのボランティアの数を増やすことを目標とします。

|                  |      |      |       |
|------------------|------|------|-------|
| 指標3 外国籍市民への情報提供数 | 33情報 | 70情報 | 100情報 |
|------------------|------|------|-------|

外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられるなかで、外国籍市民への行政サービスを向上するためには、多言語等による情報提供が重要です。このような外国籍市民への情報提供数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

み2-2-1

多文化共生社会の形成を進めます

国際結婚の増加や経済の国際化などにより、外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられます。それに伴い、外国籍市民が抱える課題も複雑化・多様化しています。

今後はより一層の細やかなサポート体制が必要とされるとともに、地域に暮らす住民としてお互いに理解しあい、活躍できる場の構築が望まれています。そのためにも地域の市民活動団体などの協働体制が欠かせません。

また、多様な考え方や文化にふれることができる魅力的なまちをめざし、日本や世界の文化にふれる機会を充実させ、学校教育においてもコミュニケーションや国際理解のための教育などを進めることにより、さまざまな国籍、言語、文化、年齢の方が交流し、支えあうことができるように努めます。



み2-2-2

外国籍市民へのサービスの向上を支援します

外国籍市民が住民基本台帳<sup>(※3)</sup>に記録されるようになり、外国籍市民に対する行政サービスの向上が求められています。

通訳派遣制度の活用や、ホームページ、各種パンフレット、案内表示情報などのやさしい日本語・多言語化によって日本語を母語としない人にも分かりやすく、正確な情報を届けるとともに、多角的な媒体の活用によって、効果的な情報提供（情報発信）の体制づくりを進めます。

また、多文化共生センターを拠点として、専門性の高い人材の育成や相談事業の充実、ボランティアネットワークの構築などのサポート体制の整備を進めます。



国際交流事業(子ども対象英語で楽しく)



多文化共生センター

み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために

用語解説

※1 グローバル化

政治、経済、文化などの様々な側面において、既存の国家や地域の垣根を越えた地球規模での資本や情報のやり取りが行われること。

※2 外国籍市民

西東京市に住む、日本以外の国籍を持つ市民

※3 住民基本台帳

市区町村長が、住民基本台帳法に基づき、住民(外国人を含む)全員について個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、作成する公的な台帳のことで、コンピュータ管理されている。



# み 23 男女平等参画社会の推進

## 施策目標

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

## 現状と課題

男女平等参画社会の考え方は、男女が性別により差別されることなく、一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざしたものであり、基本的人権の尊重にかかわる重要な課題です。

国では平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、また東京都では平成24年に「男女平等参画のための東京都行動計画2012」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定し、男女平等参画社会の推進に努めています。

本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、配偶者などによる暴力などの女性を取り巻く問題を含めた多様化する女性相談などへの対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。

今後は、就業形態や価値観の多様化、核家族化の進行などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。また、ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>(仕事と生活の調和)を推進し、男女平等推進センター「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの交流やネットワークづくりの取組が必要です。

## 🔑 施策推進のためのキーワード

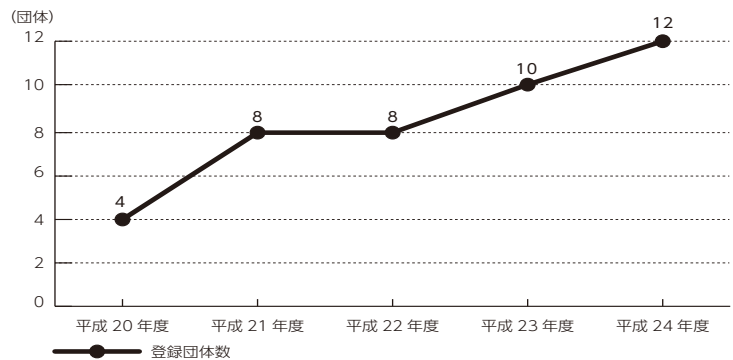
- ◆男女平等推進センター「パリテ」を拠点とした活動
- ◆女性相談などの体制の充実

## 📄 関連する個別計画

- 男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画

## 📊 データ

### ■ 男女平等推進センター「パリテ」の登録団体数の推移



## 📈 成果指標

| 指標名                         | 平成24年度実績値 | 平成30年度目標値 | 平成35年度目標値 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指標1 「男女平等参画の推進」の取組に対する市民満足度 | 16.6%     | 19.0%     | 21.0%     |

性別に関わりなく一人ひとりが個性を発揮できるように、市が行っている「男女平等参画の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

|                          |    |    |    |
|--------------------------|----|----|----|
| 指標2 男女平等推進センター「パリテ」登録団体数 | 12 | 20 | 30 |
|--------------------------|----|----|----|

西東京市では男女平等参画推進計画を策定し推進していますが、これを進めるためには市民団体の活動が重要です。男女平等参画の拠点としての男女平等推進センター「パリテ」の登録団体数を増やすことを目標とします。

|                                     |       |       |       |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|
| 指標3 男女の固定的性別役割分担意識の解消について、理解のある人の割合 | 46.5% | 60.0% | 65.0% |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|

男女平等参画社会の形成にあたっては、市民の関心と意識の向上を図り、特に家庭における男女の固定的性別役割分担意識の解消が重要であり、理解のある人の割合を指標として目標管理します。





課題解決に向けた視点

み2-3-1

男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

性別にかかわらず、一人ひとりが個性を発揮し、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画する男女平等参画社会の実現は継続して進めるべき課題です。

男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画に基づき、あらゆる場での男女平等が促進されるよう、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、市民、市民活動団体、NPO、企業などとも連携しながら、講座の開催や交流機会の拡大、男女平等についての情報の提供を進めます。

また、市政においても女性の職域拡大・管理的立場への参画などを進めるとともに、行政委員会、附属機関委員などへの参画も促進します。

さらに、女性を取り巻く多様な問題に対応するための相談体制の強化を図るとともに、女性も個人として尊重しあえる意識を醸成し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動を進めます。



情報誌パリテ

み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために



用語解説

※ ワーク・ライフ・バランス  
家庭や地域生活、会社（仕事場）などにおいて、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるような仕事と生活の調和のこと。

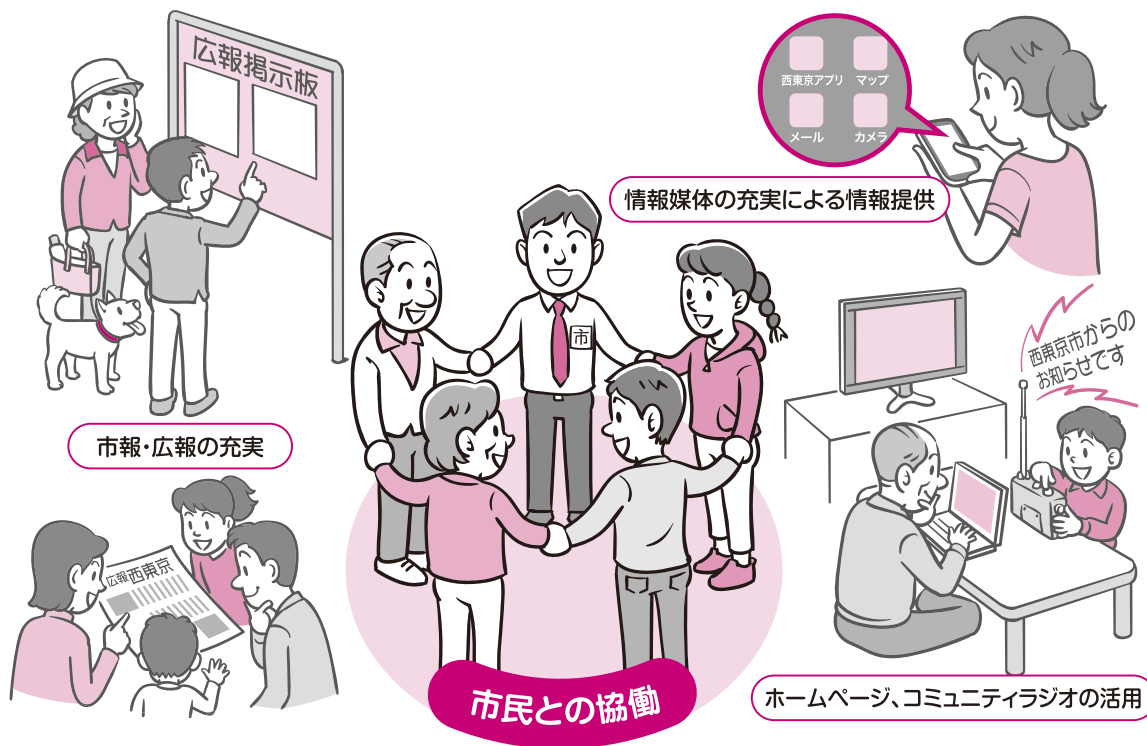




## み - 3 市民が満足し持続発展するまちであるために

### 市民との協働で進めること

◇市民と市とのコミュニケーションの活性化



### み-3-1 開かれた市政の推進

- み3-1-1 広報広聴の充実に努めます
- み3-1-2 積極的な情報公開を進めます
- み3-1-3 行政手続などの電子化を進めます

### み-3-2 健全な自治体の経営

- み3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます
- み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます
- み3-2-3 広域行政の推進を図ります

# み 3 1 開かれた市政の推進

## 施策目標

市民と市との双方向の情報交流を促進するとともに、市民が情報を得やすいしくみを整え、市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

## 現状と課題

情報通信技術（ICT）の発達や普及により、市民と市とのコミュニケーション手段は多様化しています。

本市では、市報やホームページ、コミュニティラジオなどの情報媒体を活用し、すべての市民が情報を得ることができるよう、市政の情報提供の充実に取り組んでいます。

情報公開<sup>(※1)</sup>に関しては、公文書<sup>(※2)</sup>の公開や行政資料の提供を行うとともに、「公文書等の管理に関する法律」が平成23年に施行されたことにより、自治体においてもこの趣旨に則った適正な公文書の管理が求められています。

今後は、市報の政策広報としての役割の強化、だれにも利用しやすいホームページとして新しいユニバーサルデザインの適用、公文書リストの電子化・ホームページへの公開などを行うとともに情報リテラシーにも配慮する必要があります。

また、行政手続などの電子化<sup>(※3)</sup>を継続して推進するとともにソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用による市民とのコミュニケーションの向上、災害時の情報や子育て情報など必要な時に必要な情報を得ることができるしくみづくりを進める必要があります。

## 施策推進のためのキーワード

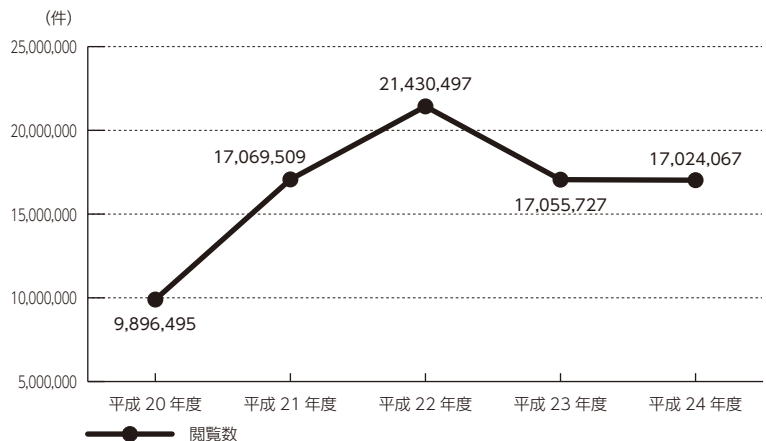
- ◆行政情報サービスの提供方法の充実
- ◆ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討
- ◆市ホームページの利用しやすさの向上
- ◆公文書管理の充実・強化と情報公開の体制整備
- ◆行政手続などの電子化継続

## 関連する個別計画

- 情報セキュリティポリシー
- 地域情報化基本計画
- 情報システム最適化計画

## データ

### 市ホームページの閲覧数の推移



## 成果指標

| 指標名                                      | 平成24年度実績値 | 平成30年度目標値 | 平成35年度目標値 |
|--|-----------|-----------|-----------|
| 指標1 「市の情報開示・情報公開など開かれた市政の推進」の取組に対する市民満足度 | 41.0%     | 46.0%     | 50.0%     |

市民が情報を得やすいしくみをつくるために、市が行っている「情報開示・情報公開など開かれた市政の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

|                   |             |             |             |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 指標2 ホームページのページ閲覧数 | 17,024,067件 | 17,875,000件 | 18,768,000件 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|

市民と市とのコミュニケーションを円滑にするためには、広報広聴の充実やまちに関心を持つ人を増やすことが重要です。市の重要なコミュニケーションツールである市のホームページへのページ閲覧数を高めることを目標とします。



課題解決に向けた視点

み3-1-1

広報広聴の充実に努めます

市民と市とのコミュニケーションを円滑にするために、広報広聴は重要です。

市民とのコミュニケーション手段として、広報西東京、ホームページ、コミュニティラジオ、CATVなどによる情報発信に加え、情報通信技術（ICT）の発達や普及により、ツイッター<sup>(※4)</sup>をはじめとするソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などの情報手段の活用を進めます。

また、市のホームページについては、だれもが必要とするサービスにアクセスでき、できるだけわかりやすい情報掲載を心がけつつ、さらなる利便性の向上に努めます。

み3-1-2

積極的な情報公開を進めます

市政の透明性を担保する上で情報公開制度は重要です。

公文書の開示や行政資料の提供を行うなどの積極的な情報公開を進めるとともに、情報公開請求などにも迅速に対応するため、公文書の保存及び管理のしくみを整備します。

また、公文書は地域・歴史資料としての役割もあることから、市民が利用しやすいしくみづくりに努めます。

市政情報公開の電子化については、一層の市民周知を図り、多様なツールの活用による情報提供を充実させます。

み3-1-3

行政手続などの電子化を進めます

情報通信技術（ICT）の活用による行政手続の電子化は、市民に対する行政サービスの質の向上と事務の効率化に大きく寄与します。

地域情報化基本計画に基づき、市政のあらゆる分野における電子化を進めるとともに、市民の利便性向上のため、行政情報やオープンデータなどの提供の充実に図り、地域情報化を継続して進めます。

また、個人情報<sup>(※5)</sup>などを大量に保有する市の情報資産<sup>(※6)</sup>の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う市職員に対する情報セキュリティ<sup>(※7)</sup>教育の徹底を図ります。



用語解説

- ※1 情報公開  
国や自治体などが業務上の記録（公文書）などを広く一般に開示すること。
- ※2 公文書  
国または地方公共団体の機関の職員がその職務上作成し、又は收受した文書
- ※3 行政手続などの電子化  
市民や企業などが行政機関に対して行う申請や届出などをインターネットや専用端末により電子的に行えるようにすること。
- ※4 ツイッター  
パソコンや携帯電話、スマートフォンなどから、ツイートと呼ばれる140文字以内の短い文（情報）を発信・投稿できる情報サービス（ソーシャルメディア）で、ツイッター社によって提供されている。西東京市では、ツイッターの他、新たな情報発信ツールとしてフェイスブックも運用している。

- ※5 個人情報  
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、顔写真などの個人についての属性情報のうち、組み合わせることによりその個人を特定できる情報のこと。
- ※6 情報資産  
顧客情報、財務経営情報、人事情報、技術情報など、組織が持つ何らかの価値を持った情報のこと。
- ※7 情報セキュリティ  
情報の機密性（アクセスを認められた者だけがその情報にアクセスできる状態を確保する）、完全性（情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保する）、可用性（アクセスを認められた者が必要時に中断することなく情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保する）の3つを維持すること。

# み 3 2 健全な自治体の経営

## 施策目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

## 現状と課題

厳しい財政状況を踏まえ、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けた行財政改革の推進が必要です。本市では、平成22年に「地域経営戦略プラン2010」を策定し、行財政改革の推進を図ってきました。

限られた行政資源（予算・人員）の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」による施策の重点化が必要です。

また、効率的な公共施設の運営のため、「公共施設適正配置基本計画」や「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組の推進を図ることとしています。

今後は、社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し、安定的な行政サービスを維持するため、引き続き健全な自治体経営を行うとともに、市職員の能力向上のための研修の充実や利便性の高い行政サービスの提供、公共施設の適正配置と庁舎の統合に向けた検討を進める必要があります。

## 🔑 施策推進のためのキーワード

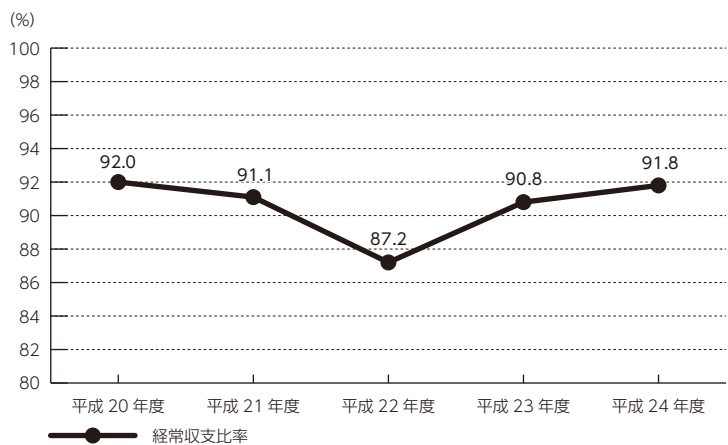
- ◆行財政改革大綱の策定・推進
- ◆公共施設の適正配置・有効活用
- ◆行政評価制度の継続実施
- ◆市職員の育成

## 📄 関連する個別計画

- 公共施設の適正配置等に関する基本計画
- 公共施設保全計画
- 行財政改革大綱
- 人材育成基本方針

## 📊 データ

### ■ 経常収支比率の推移



## 📈 成果指標

| 指標名                                | 平成24年度実績値 | 平成30年度目標値 | 平成35年度目標値 |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指標1 「行財政改革など健全な自治体の経営」の取組に対する市民満足度 | 30.6%     | 35.0%     | 40.0%     |

市の現状と将来を見据えた自治体経営の適正化を図るために、市が行っている「行財政改革など健全な自治体の経営」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

|            |       |            |               |
|------------|-------|------------|---------------|
| 指標2 経常収支比率 | 91.8% | 90%を超えない範囲 | 平成30年度の目標値を維持 |
|------------|-------|------------|---------------|

財政の健全性を知る上で経常収支比率の把握は重要で、経常収支比率が低いほど財政の弾力性があるといわれています。財政の健全性を高めるため、経常収支比率を改善することを目標とします。



課題解決に向けた視点

み3-2-1

行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます

社会経済情勢を的確にとらえた上で、さまざまな事業の推進を図るためには、財政的な裏づけの確保が重要となります。

そのため行財政改革大綱を策定し、経営の発想に基づいた将来への備え、選択と集中による適正な行政資源の配分、効果的なサービス提供のしくみづくり、安定的な自主財源の確保を積極的に進めるとともに、庁舎の統合整備に向けた取組を含めた公共施設の適正配置・有効活用、民間活力の活用推進<sup>(※1)</sup>やファシリティマネジメント<sup>(※2)</sup>に基づく公共施設の運営など、総合的・長期的な視点に立った経営を推進します。

また、施策や事務事業の実施状況を定期的に評価・検証するための行政評価制度の運用を継続して実施するとともに、財政状況の公開や出前講座の実施などを通して、改善・見直しに努めます。

み3-2-2

地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます

地方分権の進展により地方に権限の移譲が進められ、市町村の自主性や自立性が高められ、自らの判断のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことができるようになります。

地方分権の実現に向けて、地域の実態や市民ニーズを的確に把握するとともに、権限の移譲に伴う条例・規則の制定や基準の設定などについての適切な対応を図ります。

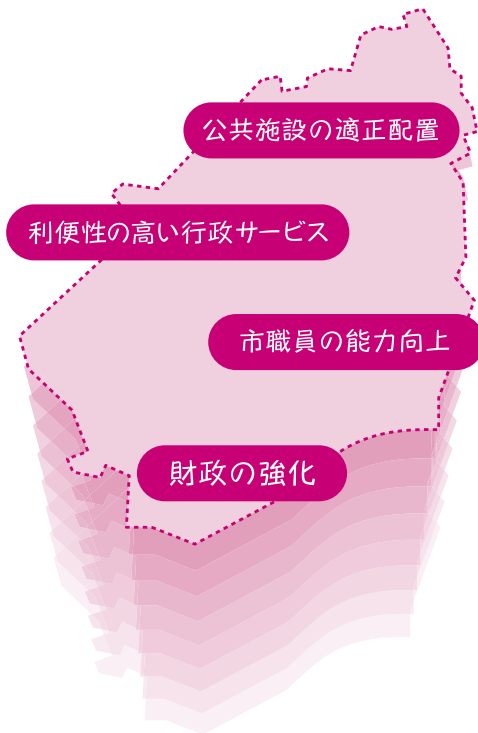
また、各分野における政策立案能力や政策法務<sup>(※3)</sup>能力を高めるための研修や各業務において必要な専門性を向上させるための研修などに取り組むことで、職員力や組織力の向上を図ります。

み3-2-3

広域行政の推進を図ります

幹線道路、河川、ごみ処理、鉄道連続立体交差事業など、広域的に対応すべき課題については、国、東京都、関連自治体との連携が必要です。

広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、多摩六都科学館組合などの一部事務組合や多摩北部都市広域行政圏協議会<sup>(※4)</sup>による事業を進めます。



み3

市民が満足し持続発展するまちであるために

用語解説

- ※1 民間活力の活用推進  
行政が担ってきた業務を民間事業者が担うことにより、サービス水準の向上やコスト節減が見込まれる場合に、その業務の実施を民間事業者に行わせること。民営化、指定管理者制度、民間委託、PFIなどの手法がある。
- ※2 ファシリティマネジメント  
企業・団体などが保有し、又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動のこと。

- ※3 政策法務  
自治体が、自主的に条例立案などを行ったり、自己決定・自己責任のもとで法令を自主的に解釈し執行・運用したり、争訟の結果を評価し立法や事務執行の見直しにつなげること。
- ※4 多摩北部都市広域行政圏協議会  
小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市による広域行政圏で、イベントの開催、名所・特産品などの情報提供などの文化事業や図書館の相互利用等のサービスを提供している。愛称である「多摩六都」は、西東京市が旧田無市と旧保谷市の時代に6市で構成されていたことから名づけられた。



